

発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業  
(特別支援教育の視点を踏まえた学校経営構築研究開発事業) 審査基準

I. 採択案件の決定方法

提出された事業実施計画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者又は一定の条件を満たす等の複数の者を採択案件に決定する。

II. 審査方法

事業実施計画書に基づき、文部科学省に設置された審査評価委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価等とし、各評価項目ごとに審査評価委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

【評価項目】

(1) 事業実施主体に関する評価項目

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業の趣旨・内容に精通しているとともに、事業を適切に実施するため拠点校への指導・助言を適切に実施できること。
- ③ 事業を効果的に遂行するための実績等を有していること。

(2) 事業内容に関する評価項目

- ① 事業の趣旨に沿った目的や内容が具体的に計画されており、妥当性があること。
  - ・それぞれの取組が校園長のリーダーシップの下に実施されるものとなっていること。
  - ・学校経営スーパーバイザーとして適切な人材が効果的に配置される計画であること。
- ② 波及効果も含め、得ようとする効果に妥当性があること。
- ③ 教員の負担軽減に配慮する等、事業の実施方法に効率性があること。
- ④ 事業の成果が国や他の地域・学校の参考となることが期待できること。
- ⑤ 妥当な経費が示されていること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

- 1 「(1) 事業実施主体に関する評価項目」、「(2) 事業内容に関する評価項目」に係る評価基準は、以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点　優れている＝4点　普通＝3点  
やや劣っている＝2点　劣っている＝1点

## 2 「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定＝0.5点
- ・プラチナくるみん認定＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

## IV. 採択の基準について

各評価項目の得点合計が16点を越える事業実施計画書から、予算の範囲内で高い順に採択をする。各項目について特に優れた点などがあれば考慮するものとする。

ただし、得点が3点未満の評価項目がある際には、事業実施計画書の内容の修正を採択の条件とする場合がある。

【合計＝41.5点満点】

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
(1)-①	5	5	4	3	2	1
(1)-②	5	5	4	3	2	1
(1)-③	5	5	4	3	2	1
(2)-①	5	5	4	3	2	1
(2)-②	5	5	4	3	2	1
(2)-③	5	5	4	3	2	1
(2)-④	5	5	4	3	2	1
(2)-⑤	5	5	4	3	2	1
(3)-①	1.5	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点</li> <li>・認定段階3＝1.5点</li> </ul> <p>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定＝0.5点</li> <li>・プラチナくるみん認定＝1点</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定＝1点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>				

発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業  
(発達障害の可能性のある児童生徒に対する教科指導法研究事業) 審査基準

I. 採択案件の決定方法

提出された事業実施計画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者又は一定の条件を満たす等の複数の者を採択案件に決定する。

II. 審査方法

事業実施計画書に基づき、文部科学省に設置された審査評価委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

III. 評価方法

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価等とし、各評価項目ごとに審査評価委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

※「①教科の学習上のつまずきなど特定の困難を示す児童生徒に対する指導方法及び指導の方向性の在り方の研究」(以下「研究①」という。)及び「②教員養成課程等における教科の学習上つまずくポイントに対する指導に関する教授法の開発(以下「研究②」という。)の両方に取り組む場合は、両方の内容を総合的に判断して、各評価項目の点数をつけるものとする。

【評価項目】

(1) 事業実施主体に関する評価項目

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業の趣旨・内容に精通しているとともに、研究①においては事業を適切に実施するため拠点校への指導・助言を適切に実施できること。
- ③ 事業を効果的に遂行するための実績等を有していること。

(2) 事業内容に関する評価項目

- ① 事業の趣旨に沿った目的や内容が具体的に計画されており、妥当性があること。
  - 研究①
    - ・各拠点校と取り組む教科の選択に意図や工夫が見られること。
    - ・教科教育スーパーバイザーとして適切な人材が効果的に配置される計画であること。
  - 研究②
    - ・①の研究やこれに相当する従来の取組の成果を踏まえた内容であること。
    - ・大学の教科教育担当教員や教育委員会の教科指導担当指導主事が積極的に関わる取組となっていること。
- ② 波及効果も含め、得ようとする効果に妥当性があること。
- ③ 教員の負担軽減に配慮する等、事業の実施方法に効率性があること。
- ④ 事業の成果が国や他の地域・大学・学校の参考となることが期待できること。
- ⑤ 妥当な経費が示されていること。

(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

- ① ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

【評価基準】

- 1 「(1) 事業実施主体に関する評価項目」、「(2) 事業内容に関する評価項目」に係る評価基準は、以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点  
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

- 2 「(3) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等

- ・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点
- ・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点
- ・認定段階3＝1.5点
- ・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ））＝0.2点

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）

- ・くるみん認定＝0.5点
- ・プラチナくるみん認定＝1点

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

- ・ユースエール認定＝1点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

IV. 採択の基準について

各評価項目の得点合計が16点を越える事業実施計画書から、予算の範囲内で高い順に採択をする。

研究①において他の実施機関が実施しない教科について研究する場合や、その他各項目について特に優れた点などがあれば考慮するものとする。

ただし、得点が3点未満の評価項目がある際には、事業実施計画書の内容の修正を採択の条件とする場合がある。

【合計＝41.5点満点】

評価項目	点数	評価基準				
		大変優れている	優れている	普通	やや劣っている	劣っている
(1)-①	5	5	4	3	2	1
(1)-②	5	5	4	3	2	1
(1)-③	5	5	4	3	2	1
(2)-①	5	5	4	3	2	1
(2)-②	5	5	4	3	2	1
(2)-③	5	5	4	3	2	1
(2)-④	5	5	4	3	2	1
(2)-⑤	5	5	4	3	2	1
(3)-①	1.5	<p>以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。</p> <p>○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定）等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝0.5点</li> <li>・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと。）＝1点</li> <li>・認定段階3＝1.5点</li> </ul> <p>・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝0.2点</p> <p>○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・プラチナ認定企業）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・くるみん認定＝0.5点</li> <li>・プラチナくるみん認定＝1点</li> </ul> <p>○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ユースエール認定＝1点</li> </ul> <p>○上記に該当する認定等を有しない＝0点</p> <p>※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国人については、相当する各認定等に準じて評価する。</p>				

**発達障害に関する教職員等の理解啓発・専門性向上事業  
(通級による指導担当教員等専門性充実事業) 審査基準**

**I. 採択案件の決定方法**

提出された事業実施計画書について審査を行い、各評価項目の得点合計が最も高い者又は一定の条件を満たす等の複数の者を採択案件に決定する。

**II. 審査方法**

事業実施計画書に基づき、文部科学省に設置された審査評価委員会において書類選考を実施。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることもある。

**III. 評価方法**

評価は下記の各項目について次の評価基準による5段階評価等とし、各評価項目ごとに審査評価委員会の各委員が各々評価した結果の合計を平均したものを当該提案者の得点とする。

**【評価項目】**

(1) 事業実施主体に関する評価項目

- ① 業務管理を適切に遂行できる体制を有していること。
- ② 事業の趣旨・内容に精通しているとともに、事業を適切に実施するため拠点校への指導・助言を適切に実施できること。
- ③ 事業を効果的に遂行するための実績等を有していること。

(2) 事業内容に関する評価項目

- ① 事業の趣旨に沿った目的や内容が具体的に計画されており、妥当性があること。
  - ・教育委員会の研修内容・研修計画に工夫があること。
  - ・通常の学級の担任と通級による指導の担当教員の連携手法に具体性があること。
- ② 波及効果も含め、得ようとする効果に妥当性があること。
- ③ 教員の負担軽減に配慮する等、事業の実施方法に効率性があること。
- ④ 事業の成果が国や他の地域・学校の参考となることが期待できること。
- ⑤ 妥当な経費が示されていること。

**【評価基準】**

「(1) 事業実施主体に関する評価項目」、「(2) 事業内容に関する評価項目」に係る評価基準は、以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点   優れている＝4点   普通＝3点  
やや劣っている＝2点   劣っている＝1点

**IV. 採択の基準について**

各評価項目の得点合計が16点を越える事業実施計画書から、予算の範囲内で高い順に採択をする。各項目について特に優れた点などがあれば考慮するものとする。

ただし、得点が3点未満の評価項目がある際には、事業実施計画書の内容の修正を採択の条件とする場合がある。